

静岡県スポーツ少年団指導者表彰規程

第1条 スポーツ少年団の育成指導について永年にわたり精励しスポーツ少年団の指導・育成に顕著な功績のあった指導者をこの規程によって表彰する。

第2条 この規程による指導者とは、日本スポーツ少年団に継続して登録している指導者、役員及びスタッフで、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者をいう。

第3条 この規程において永年とは既に10年以上をいう。

第4条 表彰は市町スポーツ少年団本部長又は市町スポーツ少年団指導者協議会会長が推薦した指導者について静岡県スポーツ少年団指導者協議会会長が行う。

第5条 市町スポーツ少年団本部長又は市町スポーツ少年団指導者協議会会長は、この規程による表彰に該当する指導者があるときは「優秀指導者推薦書」を静岡県スポーツ少年団指導者協議会会長に提出するものとする。

第6条 表彰は毎年1回行う。

附 則

この規程は、昭和58年4月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月20日から施行する。

- ・市町本部等から推薦のあった指導者の表彰について、静岡県スポーツ少年団指導者協議会理事会の協議を経て行うこととする。(表彰委員会の廃止)
- ・表彰状の日付は、スポーツの日を原則とすることを確認

附 則

この規程は、令和5年4月15日から施行する。

- ・日本スポーツ少年団顕彰要綱にあわせ、「指導・育成」とする。
- ・登録制度が改正され、有資格指導者は、指導者・役員・スタッフのいずれの登録も可能であることから、この規程における指導者に役員・スタッフを加える。